

## 令和元年 第 7 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年 7 月 16 日（火）午後 2 時 00 分～午後 2 時 49 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 2 階 視聴覚室
3. 出席委員数 13 名
4. 欠席委員数 2 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	欠	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	欠			

5. 議事録署名委員の指名

\_\_\_\_\_ 4 番 清田 義幸 \_\_\_\_\_ 9 番 衛藤 英教 \_\_\_\_\_

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史  
 係 長 藤田 鉄也  
 係 員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- ( 1 ) 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- ( 2 ) 議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- ( 3 ) 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ( 4 ) 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ( 5 ) 議案第 42 号 現況証明（非農地証明）について
- ( 6 ) 議案第 43 号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、13 名です。  
 過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

## (1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくをお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、その発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第7回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時16分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私(議長)から指名いたします。

4番 清田義幸 委員、9番 衛藤英教 委員をお願いします。

## (3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和元年第6回定例総会から本日の令和元年第7回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。

その中から、※のついた6点について、3頁から4頁に以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

(資料1の会長報告を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、役員会から報告があります。

それでは、14番 安藤哲生副会長に、報告をお願いします。

副会長 14番 副会長の安藤哲生です。

7月4日に行われました役員会の結果について2点報告いたします。

まず、1点目は、「令和2年度県農政施策に関する意見・要望について」です。農政委員会の結果をふまえ、その内容を協議しました。内容については、配布しております資料のとおりです。総会終了後の委員協議会でのご協議をお願いします。

続いて2点目は、今年度の農地利用状況調査についてです。促進委員会での結果をうけて、役員会でも協議しました。本日の委員協議会で事務局より説明がありますのでご協議をお願いしたいと思います。

以上、報告します。

議長 続きまして、委員会報告ですが、農政委員会から報告があるようです。

それでは、ウーマンアグリネットの総会の報告とあわせて、農政委員会の報告を工藤妙子委員長よろしくをお願いします。

農政委員長 農政委員会の工藤です。

農政委員会と「ウーマンアグリネットおおいた」について3点ほどご報告いたします。

まず、農政委員会について2点報告いたします。1点目が先ほど副会長からも報告のありましたように「令和2年度大分県農政施策に関する意見・要望について」です。委員の皆様から寄せられた意見を総会当日の農政委員会や今月4日の役員会で協議したものを取りまとめ、今回、委員協議会資料として事前配布しております。本日、定例総会後に開催される委員協議会の協議項目として事務局から説明がありますので、ご教授のほどをよろしくお願ひいたします。

2点目ですが、研修旅行についてご報告いたします。アンケートについてみなさんご協力ありがとうございました。アンケートの結果について、本日の委員協議会で事務局より報告があると思いますのでよろしくお願ひいたします。

3点目ですが、「ウーマンアグリネットおおいた」の総会についてです。「ウーマンアグリネットおおいた」の総会が、今月8日に、別府市のパストラルにて開催され、私と後藤委員それから麻生委員の3名が出席しました。主な内容は、前年度の事業報告及び収支決算、今年度の事業計画及び予算についてすべて承認されました。その後、犬飼にあります「株式会社 成美」の岩切社長にご講演いただきました。

以上、報告いたします。

議長 続いて、委員報告ですが、後藤綾子委員から報告があるようです。お願いします。

2番委員 2番 後藤綾子です。

6月27日に県庁にて「農林漁業関係団体人権啓発リーダー研修会」がありました。講師は牧野久美子さんと「一般社団法人 笑顔の絆プロジェクト」の首藤雄三さん。牧野さんからは部落差別による結婚差別が現在も存在していてネットなどでは悪質化している現状を、首藤さんからは障がい者への合理的配慮、声掛けについての話を伺いました。また、県からは、カレンダーへの六曜記載について注意があり、根拠のない迷信や差別の原因になるので記載しないようにとのことでした。

今年度も市の人権活動として、8月と12月に「差別をなくす市民のつどい」と「人権を

守る市民のつどい」がありますので、多数のご参加、よろしく申し上げます。

議長 今回の報告は以上のようなものです。次に進みます。

#### (4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので、一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木と申します。よろしく申し上げます。

それでは農用地利用集積計画について説明させていただきます。別冊議案書、第38号をご覧ください。議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和元年7月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして2ページをお開きください。（議案書に基づいて令和元年7月17日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。議案第39号をご覧ください。議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年7月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして5ページをお開きください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第38号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づ

く農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 39 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後 2 時 23 分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後 2 時 24 分)

議長 次に「議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案書の 1 ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。  
「議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1～4 番の 4 案件について朗読)  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 まず、番号 1 番の 1 案件を 16 番 長野文重 委員にお願いいたします。

16 番委員 16 番 三重の長野文重です。7 月 8 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲受人は、申請地の隣接地を耕作しているが、申請地が耕作されていないので、所有者である譲渡人に相談しました。

譲渡人は、体調を崩し管理できないので、譲受人と協議し、今回売買での話がまとまり、申請をするものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、124 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 29 番 古澤正義 委員にお願いいたします。

29 番委員 29 番緒方の古澤正義です。7 月 5 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲渡人は、県外在住で、申請地に近接する実家が空き家になっていました。今回、譲受人の子と住宅の売買の話がまとまった際、併せて近接の農地も買ってくれないかと相談しました。

譲受人は、子から農地の管理について相談があり、果樹を植えて管理することで話がまとまったため、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、535 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 36 番 羽田野成実 委員にお願いいたします。

36 番委員 36 番、大野の羽田野成実です。7 月 5 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。

譲受人は農地所有適格法人で譲渡人所有の居宅を社宅として購入した際、譲渡人から市外在住で農業経験もなく自身では申請地を管理できないため、貰ってほしいと相談され、申請地が購入した社宅に隣接し利便性が良いことから贈与で譲り受けることで話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 1,007 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。

また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 37 番 衛藤幸也 委員にお願いいたします。

37 番委員 37 番、大野の衛藤幸也です。7 月 5 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲渡人は、申請地を管理していた方から、もう作れないと返還されました。譲渡人は市外在住で、高齢であり、後継者もなく管理ができないため、親戚である譲受人に相談し、譲受人も自宅に近く利便性が良いので贈与で話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 184 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 40 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 40 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきましては、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 40 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の 1 ページをご開きください。あわせて、概要書と図面もお開きください。

「議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは番号 1 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

- 1番委員 1番 緒方の麻生祐三子です。  
7月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。  
番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。  
譲受人は、畜産業を営んでいる農家です。譲受人は申請地近接地に畜舎を2棟所有していますが、手狭であったため、畜舎の新築を計画しましたが、申請地以外の土地も探しましたが、自宅からの距離や費用の面で断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談した結果、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。  
審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の「申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないため」に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。  
以上報告します。
- 議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第41号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません]の声多数
- 議長 他に質疑はありませんか、無いようですので質疑を打ち切ります。  
審査報告は、議案第41号の番号1番の1案件につきましては、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。  
これから採決します。議案第41号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、「議案第42号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の2ページをご開きください。あわせて、概要書もお開きください。  
「議案第42号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号1～2番の2案件について朗読）  
以上、説明を終わります。



議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の1案件を4番 清田義幸 委員にお願いいたします。

4番委員 4番、三重の清田義幸です。7月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請者 ●●●●さん外2名の「現況証明願いについて」であります。

申請地は、農地法第4条及び第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は許可どおり駐車場用地として転用されていますが、許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。

判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

地区審査会の意見としましては、「証明して問題ない」となりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を5番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5番委員 5番、犬飼の木津一秀です。7月8日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、申請者 ●●●●さんから申請のありました「現況証明願いについて」であります。

申請地は、農地法第4条許可を得て植林用地として転用を行った土地で、現況は許可どおり植林用地となっていますが、当時の許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。

判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

地区審査会の意見としましては、「証明して問題ない」となりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第42号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第42号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第42号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 42 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 43 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の 2 ページをご開きください。  
「議案第 43 号 空き家に付随した農地の指定について」  
（議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読）  
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。

それでは、議案第 43 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 43 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、令和元年第 6 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
（とき、午後 2 時 44 分）

議事録署名委員 4 番委員 清田 義幸

” 9 番委員 衛藤 英教